

事務処理フロー図

事務名	薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付・再交付
根拠法令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第12条第1項・第13条第1項

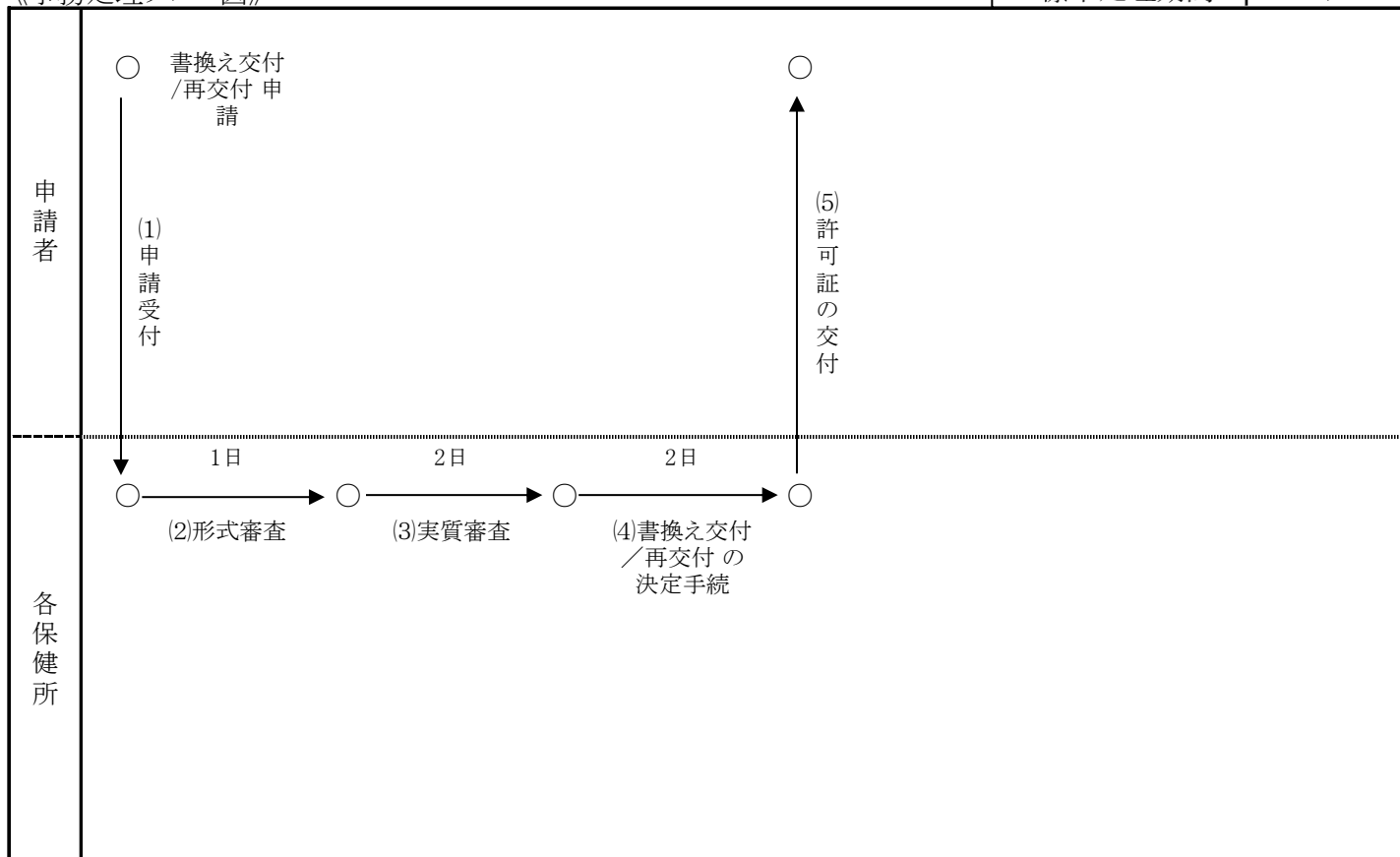
作成部署 福祉保健局健康安全部薬務課承認審査担当 電話 34-441

《事務処理フロー図》

標準処理期間

5日

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
(1)	申請受付	窓口で申請書の受付をします。 (手数料をお支払いいただきます。)
(2)	形式審査	申請書に記載漏れや誤記がないかどうか、申請書に必要な書類が添付されているかどうかを審査します。
(3)	実質審査	申請書の内容を総合的に審査します。
(4)	書換え交付/再交付の決定手続	許可証の書換え/再交付の可否について、生活環境安全課長(島しょ保健所の場合は、副所長)が決定を行います。
(5)	許可証の交付	決定後に、申請者の方に許可証を交付します。